

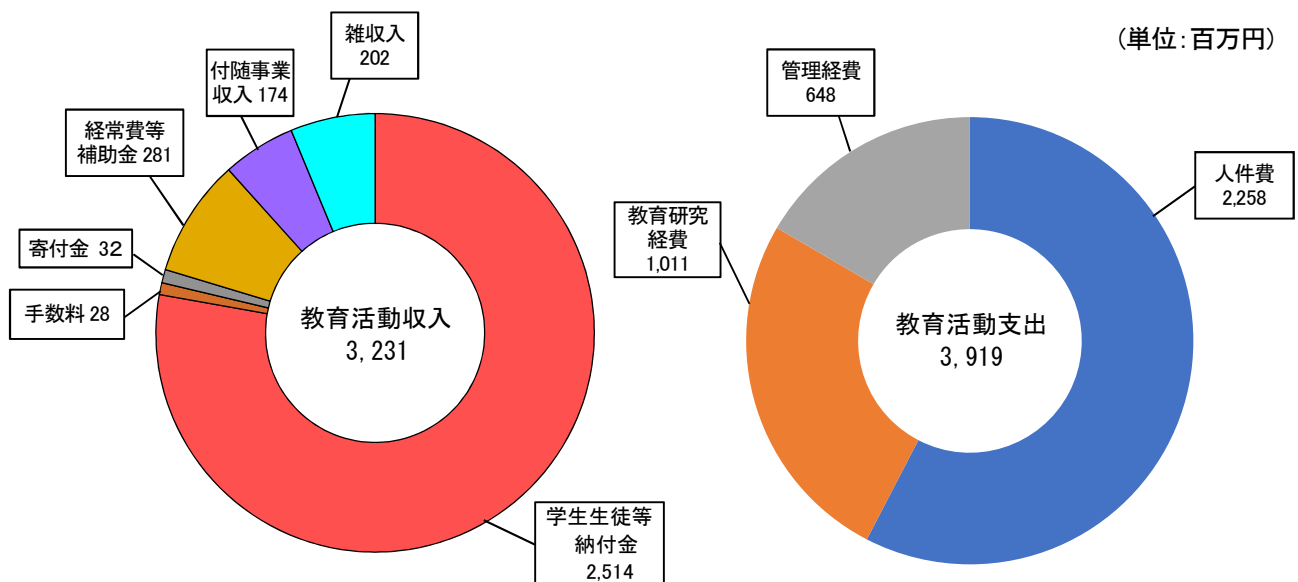
令和4年度決算の概要

令和4年度の決算報告書は、令和5年5月26日の本学園理事会で承認されました。
学校法人会計基準に基づいて作成された収支決算の概要は以下のとおりです。

教育活動収支では、収入面で在籍者数の減少などにより予算比マイナス約1億円弱となり、支出面で人件費、教育研究経費が予算比減少したものの、教育活動収支差額は約6億9千万円の支出超過となりました。

教育活動外収支では、資金運用環境の悪化により受取利息・配当金が概ね半減し予算比約1億円強下振れたものの、教育活動外収支差額は約1億5千万円の収入超過となりました。

教育活動収入と教育活動支出の主要な項目をグラフに示します。



以上の収支に、施設設備売却差額などを含む特別収支を加えた、基本金組入前当年度収支差額は、予備費を使用しなかったものの予算比マイナス約1億1千万円となる約5億2千万円の支出超過となりました。

資金収支面では、新学生寮用地購入代金に係る前期末未払金支払については施設設備売却収入の一部を充当したかたちとなったことなどから約43億円を次期に繰り越すことができ、また引き続き借入金もなく資金繰りに不安はない。

積立金・引当金関係では、期中受け入れた寄附金に対して、建設引当特定資産を9百万円、第3号基本金引当特定資産を2千万円それぞれ積み増したが、退職給与引当特定資産については、退職給与引当金の減額に伴い、1億3千万円の取崩しを行った。これらの特定資産の一部は、本学園資産運用管理規則に基づき、信用度の高い公社債や上場株式、投資信託などで資金を運用し本年度末の時価総額は133億6千万円であり貸借対照表計上額を約2億5千万円上回っている。

学校法人会計と企業会計の違い

学校法人は教育研究活動を目的とする組織であるため、営利目的で設立され利潤を追求する企業とは別の会計基準に基づいた経理処理を行います。この会計基準を「学校法人会計基準」といい、文部科学省の省令で定められています。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤を追求する営利活動
会計処理	学校法人会計基準	企業会計原則
作成書類	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表
基本財産	基本金	資本金
利益処分	なし	配当 など

(1) 資金収支計算書

企業会計におけるキャッシュフロー計算書と同様に、すべての資金の収入と支出を表す計算書ですが、付属資料として、①活動区分資金収支計算書、②資金収支内訳表、③人件費支出内訳表を作成し添付することが求められています。

(2) 事業活動収支計算書

企業会計における損益計算書にあたる計算書です。「教育活動収支」で教育研究活動の収支を、「教育活動外収支」で金融収支をそれぞれ計上して「経常収支差額」を導きますが、これは企業会計における経常利益（損失）に該当する概念といえます。

経常収支差額に、特別収支を加除し、予備費を差引いたものが「基本金組入前当年度収支差額」であり、企業会計の当期利益に相当する概念です。

ここから基本金組入額、基本金取崩額を加除するプロセスは学校法人会計特有の考え方に基づいたものであり、企業会計と大きく異なる点です。

学校法人には、株主から拠出された資本金という概念が存在しません。教育研究活動に必要な基本財産は、「基本金組入前当年度収支差額」から拠出して取得するという原則があるためです。

付属資料として、事業活動収支内訳表を作成し添付することが求められています。

(3) 貸借対照表

企業会計と同様に、年度末（決算日）時点の資産と負債のバランスを表示する計算書ですが、企業会計における資本の部の代わりに純資産の部として、基本金と繰越収支差額が表示されます。また、時価会計は導入されていないので、有価証券等の時価評価は、貸借対照表に添付された注記事項に補足記載されます。

付属資料として、①固定資産明細表、②借入金明細表、③基本金明細表、④第2号基本金の組入れに係る計画表、⑤第3号基本金の組入れに係る計画表を作成し添付することが求められています。